

取まち発第1248号  
令和6年1月18日

一般廃棄物処理業許可証

株式会社結南クリーンセンター

代表取締役 宮田 泰信 様

取手市長 中村 修一



令和6年1月17日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、下記のとおり許可します。

記

許可番号	第R5-3号
取扱廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物。食品循環資源（生ごみ）に限る。）
業の区分	収集・運搬
搬入先又は最終処分の場所	株式会社むかしの堆肥 下妻堆肥センター (茨城県下妻市黒駒1084-1)
許可の区域	取手市内
許可の期間	令和6年2月1日から令和8年1月31日まで
許可の条件	
1 株式会社むかしの堆肥が下妻市から得た許可証の許可期間が令和6年4月24日で終了するため、当該許可証が更新された場合は、令和6年5月31日までに、当該更新された許可証の写しを提出すること。提出がない場合は、許可を取り消すことがあります。	
2 この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。	
3 許可期限が切れたとき、または不要となったときは、直ちに返還しなければならない。	
4 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。	
5 法令、条例、規則、上記事項及び市長の指示に従わなければならない。もし違反したときは、許可の取り消しその他の処分をすることがある。	